

# 第20次東京都消費生活対策審議会

## 第2回総会

平成20年7月30日(水)

第二本庁舎31階 特別会議室27

午後 3 時 0 0 分開会

消費生活部長 皆様お待たせ申し上げました。本日はお忙しいところ、また、大変暑い中をご出席いただきましてありがとうございます。私は 7 月 16 日に消費生活部長に就任いたしました清宮でございます。この審議会の事務局を担当いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、生活文化スポーツ局長には、7 月 1 日付で秋山俊行が就任いたしました。本来でございますれば、皆様に冒頭でごあいさつを申し上げるべきところですが、所用によりまして、大変恐縮でございますが、会議の途中から出席を予定いたしております。ご了承いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして本日の予定でございますが、5 月 20 日に、東京都消費生活基本計画の改定について本審議会に諮問いたしました。その後、基本計画部会が 5 回開催されまして、短期間の間に、部会委員の皆様には精力的に部会案の取りまとめを進めていただきました。本日は池本部会長がご報告いただきます部会案をもとに、委員の皆様のご意見をいただき、本審議会の最終答申案を取りまとめていただきたく考えています。

東京都といたしましては、本年 8 月中には答申に基づく改定基本計画を策定しまして、広く都民の皆様には発表して、消費生活関連施策の一層の充実に努めたいと考えています。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして定足数の確認でございますが、ただいまご出席いただいております委員の方は 15 名、委任状が 4 通ございます。この他に、石川委員、桜井委員はおくれてご到着とのご連絡がございました。また、2 名の委員の方、ご参加の予定と伺っているところでございます。

以上のことから、東京都消費生活対策審議会運営要綱第 6 に定めます委員総数の半数以上の出席という、総会開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、東京都の幹部職員の人事異動がございました。幹事及び書記の交代がございましたので、お手元の、後ほど資料は確認いたしますが、資料 2 の幹事、書記名簿の配付をもちまして紹介にかえさせていただきます。下線が引かれている箇所が交代がございましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後でございますが、本審議会は原則公開とし、総会の内容は都のホームページ等に掲載し公表させていただくことをご了承願ひます。

それでは会長、よろしくお願ひ申し上げます。

松本会長 ただいまご報告がありましたとおり、総会開催に必要な定足数を満たしておりますので、第20次東京都消費生活対策審議会第2回総会を開会いたします。

審議に入る前に、配付資料について事務局からご説明をお願いいたします。

企画調整課長 それでは、審議に先立ちましてお配りしております資料の確認をさせていただきます。座って確認させていただきたいと思っております。

資料1「第20次東京都消費生活対策審議会委員名簿」です。資料2が「第20次東京都消費生活対策審議会幹事・書記名簿」です。資料3が「東京都消費生活基本計画の改定に関する答申(案)」です。資料4が「国の消費者行政一元化の取り組みを踏まえた都への提言(案)」です。資料5が「東京都消費生活基本計画関連施策一覧」です。資料6が「『東京都消費生活基本計画素案』に対する意見募集の結果」でございます。資料7が「平成20年度第2回インターネット都政モニターアンケート結果『消費生活』」でございます。資料8が「調理冷凍食品の原料原産地表示について」です。資料9が「東京都消費者被害救済委員会報告」です。資料10が「平成19年度東京都消費生活総合センター消費生活相談概要」でございます。資料11が「安全性に関する調査『圧力式炊飯器等の安全な使用方法に関する調査』の結果について」でございます。不足していますものがございましたらお知らせ願います。

それでは会長、よろしく願いいたします。

松本会長 それでは、ただいまから審議を始めたいと思っております。本日は東京都消費生活基本計画の改定に関する答申について取りまとめていただきたいと思っておりますので、委員の皆様にはご協力をお願いいたしたいと思っております。

池本部長をはじめ部会委員の皆様には、答申への取りまとめにご尽力いただきましてまことにありがとうございました。また、6月27日に国の消費者行政一元化の推進計画が示されましたが、法案の整備につきましてはこれからという中で、こうした国の動向に対する対応についても、部会の委員の皆様にはご苦労いただいたと考えます。

それでは、最初に基本計画部会の池本部長から、部会案のご報告をお願いいたします。

池本会長代理 それでは、資料の3と4の二つについて合わせて説明させていただきます。

まず、5月20日の本審議会場で都知事から、「東京都の消費生活基本計画の改定について」ということで諮問がありまして、基本計画部会に対し、諮問事項についての答申案をまとめるようにということで要請を受けて、この間、検討を進めてまいりました。

今、会長からもありましたように、その検討をしているさなかに、6月13日に国の消費者行政推進会議で最終取りまとめが発表され、それを受けて6月27日には、政府で消費者行政推進基本計画というものが閣議決定されたという非常に大きな動きが途中に入っ  
てまいりました。

この消費者行政推進基本計画は、政府としても、消費者行政の一元的な新組織、消費者庁を設置するということや、あるいは地方自治体における消費者行政についても充実強化が必要であるという非常に意欲的な中身を盛り込んでありました。

部会で議論していた中で、政府の基本計画の方針なども、都の基本計画に大いに盛り込むべきであるという意見も多数出たのですが、何しろこの間、各局と調整しながら、具体的な施策の方向性を出していったり取りまとめようとしている話と、政府の推進会議の議論はこの秋に具体的な法案等を出すということで、まだどういう中身が出るかわからないものを、こちらの答申に具体案として盛り込むというわけにもいかないという、そこが調整としても難しいところがありました。

そこで、この間、東京都の各局の調整の中で方向性を検討してこられた基本計画について、まずそういう具体的な中身についても取りまとめ案を、基本計画についての答申案ということでまとめ、それには盛り込めきれない政府の消費者行政推進の大きな流れを受けて、東京都としてもさらに積極的な消費者行政の推進をはかって欲しいという私たちの思いを、この審議会から都に対する別の提言ということでまとめようということでもまとめたのが資料4の提言であります。その意味では、5月20日にいただいた基本計画についての答申案ということを一歩超えて、提言というのも合わせてご提示するといういきさつがありましたので、その点はまずご理解いただきたいと思います。

その前提で、まず資料3から説明してまいります。

「答申にあたって」という1ページあたりのところで、この間の東京都の施策推進の経緯、そして、近年の消費者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、基本計画の改定というものを消費者の視点から進めて欲しいという、基本計画の改定そのものについての位置づけと、そこに取り込めない、しかし、大きな動きである政府の消費者行政推進の動きを踏まえて、今回の基本計画改定の枠を超えて、より抜本的な改良が求められるということで提言をまとめたという二つの関係を1ページから2ページにまとめてあります。

3ページ目から、固有の基本計画に対する答申案ということになるかと思うのですが、3ページから4ページの基本的な考え方というところでは、この間の東京都で行われてき

た消費者施策の位置づけや評価とともに、特に2「計画の性格」というところで、消費者の視点に立って進めて欲しい、それは関係機関や民間も含めて参加と協力で進めて欲しいという、消費者の視点に立ってということを明確にし、そのことと、基本計画の3ページの一番上に副題をつけてあります。消費者が主役の良質な市場の実現と消費生活の安全・安心の確保、これは実は政府の消費者行政推進基本計画の中でも提示されている基本の考え方、基本の考え方は今回の基本計画答申の中でも反映したいということで、それを盛り込ませていただきました。

具体的な今回の基本計画についての特徴ですが、まず3ページの下、基本計画の実施機関を、以前は10年だったものを5年というふうに短縮してあります。やはり社会状況の変化も激しいということで5年にしております。

4ページ目ですが、この基本計画をどうやって実効性を確保していくか、この点が非常に重要な点であろうということで、今後は毎年度当初に各施策について、都民にどれだけ役立ったかという視点から事業実績を確認評価する、その主体は本審議会であります。ですから、この審議会へ毎年度当初に報告をしていただいて確認評価をする。それで進行チェックを私たちがやるんだという位置づけにしてあります。そして、私たちが意見を述べ、この審議会の意見も反映していただく。

同じように、東京都の進捗状況を都民に対しても情報提供し、それもできる限り意見として施策に反映していただきたいという考え方、そういうものを特に今回、盛り込んであります。これが進行のチェックをするということです。

5ページ、6ページは、今回の基本計画策定にあたっての近年の現状認識ということでございます。これは本当にポイント、視点だけを列挙していることですが、まずは悪質商法による消費者被害が深刻化しているという問題で、特に高齢者や若年者の消費者被害というものが非常にふえている、手口も巧妙になっているという問題、あるいは架空請求や不当請求、これもまた手口をいろいろ変えながら、いまだに続いているという問題、それから、インターネット取引、ITに関する被害、これも次々とパターンを変えて出ているという問題、それから、ここ数年、社会問題化している多重債務の問題もたくさん寄せられているという問題があるという場面、次のページに、商品・サービスについて、消費者に非常に大きな不安が今、高まっているという観点で、例えば第1の身近な商品の危険ということでイコールされるとか、そういう問題が今もどんどん出てきている。食については農薬問題とか表示偽装の問題とか、そういうものが出ています。表示については食品だけ

ではなくて、インターネットその他たくさんの分野で表示についての不信があり、消費者の選択ということが難しくなっているという現状認識です。

それから、特に近年、話題になっていることで、世界的に食料の安定的な供給が難しくなっている中で、生活必需品の供給ということが今後特に問題になっていくであろうということ、それから、これはすでに皆さんもご承知の、地球環境全体の中で消費生活をどう位置づけ、考えていくか。

このように、本当に多岐にわたる論点があるという現状認識をまとめてみました。

その上で、7ページ以下ですが、まず7ページには、これ以下のところの項目をまず整理してあります。政策課題ということで1、2、3、4、次のページに5と、五つの分野に分けました。

まず政策課題1は、消費者被害の防止と救済という面、政策課題2は悪質業者を市場から排除するという面での対策、3番目に、商品やサービスの安全・安心を確保するということで、多岐にわたる論点をここにまとめてあります。第4として、みずから考え行動する消費者になるように消費者を支援する、これは特に情報提供というようなことが中心になるかと思うんですが、そういう面、そして5番目として、消費者の意見、考えを行政や事業者を活かす、意見の反映という面というふうに分けて、それぞれについて今後の方針と、それについての具体的な施策の例という、9ページで見ていただきますと、第1の政策課題について基本的な認識や方向性を示し、その中の1-1、1-2ということで、その中の、特に分野別に、被害の防止についてはどういうことが必要かということを書き添えてあります。

その下に、具体的な施策の例がありますが、基本計画が抽象的な方向性だけではない、それについて、具体的に各局でどういうことをやっているか、あるいはやろうとするかということを書き添えてあります。これを全部一つ一つ挙げる時間はありませんが、印で書いてあるのが全体で130項目ほどになっています。これは消費生活部が関係局に、こういう分野についてそれぞれ整理して位置づけたものということになります。基本はその上の3行分の方向づけ、その方向づけで各局にさらに促していくということになりますので、この三つに限定されるという意味ではありません。

10ページでは消費者被害の救済ということで、例えば相談体制の充実とか、あるいは都だけではなくて市区町村の相談体制についても強化をするということが入っています。あるいは11ページには具体例ということで、昨年からはスタートしている適格消費者団体に対

する支援というようなところも、このあたりの位置づけで整理をしました。

12ページでは悪質事業者を市場から排除するという、近年、特に叫ばれている問題ですので、的確な指導、取り締まりをするということで、これも具体的な施策例を三つ、四つというふうに挙げております。

これを一つ一つ紹介する時間がないので、ごらんいただくということでお願いしたいと思います。

もう一つの資料4もまとめてご紹介させていただきます。

資料4が、先ほど申し上げました基本計画の中には盛り込めない、しかし、今後のより大きな要求を受けとめて欲しいという願いを提言にまとめたものです。

ここでも、まずは東京都のこれまでの取り組みを第1段落でまとめ、それに対して、国が消費者行政推進基本計画を閣議決定した中で、例えば「また」というところですが、霞が関に立派な新組織ができるだけでは何の意味もなく、地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていく必要があるんだということ、そして、国民が主役の社会へと転換していくために、この1～2年の間に飛躍的に充実させるため思い切った取り組みが必要であるという非常に意欲的な提言を政府の側でしてくれている、ですから、それを受けとめて、一つには消費生活総合センターの相談窓口の体制を思い切って強化して欲しいということ、それから、そうやって集めた情報をきちんと収集、分析、活用するための機動的な取り組みや体制の強化ということ、そして、次のページにあります、東京都から国に対しても、そういった関連の制度整備について積極的に働きかけをして欲しいということ、この三つを検討しまして、それを以下のとおり提言するというので、1、2、3というふうにまとめております。

1と2は東京都みずからがやることで、国の基本計画の中でも、相談窓口の充実強化ということと、情報の集約、活用ということが特に強調されておりましたので、それを東京都の立場でも受けて欲しいということですが。

もちろん、相談窓口の強化あるいは情報の収集、分析、活用ということは基本計画の中でも一応触れてあります。触れてあるのですが、やはりこれまでの流れの中でがんばるということを超えて、国の消費者行政推進の大きな動きを踏まえながら、さらに一步思い切った対策をして欲しいというのがこの願いということでもあります。こうやって、本来の基本計画と提言ということで、二つの答申案と提言案ということにまとめましたので、それぞれについてご意見をいただければと思います。

以上です。

松本会長 ありがとうございます。続きまして、事務局より関連資料について説明をお願いいたします。

副参事（調査担当） 調査担当の副参事でございます。私のほうから、基本計画の関連施策、基本計画素案に対する意見募集の結果並びに都政モニターアンケートにつきまして、それぞれ概要のご説明を申し上げます。

資料5をお開きいただきたいと存じます。東京都消費生活基本計画関連施策一覧でございます。

ただいまの池本部長のお話にも入ってまいりましたが、各部局の具体的な施策の一覧をお示ししているものでございますが、この施策一覧は、基本計画におきましては、消費生活にかかわるさまざまな局面において行政が達成すべき課題を、ただいまの部長のご報告にございましたように、政策課題と設定をいたしまして、それぞれの政策課題ごとに施策の方向性を定めながら、その体系に沿いまして、それぞれの項目ごとに具体的な施策を一覧にまとめたものでございます。

これらの具体的な施策でございますけれども、今回の答申に合わせまして発表をいたしてまいります。答申をいただきました暁には、計画の具体的な施策として取りまとめていくものでございます。

具体的な内容に関しましては、各所管部局が責任を持って実施していくものでございますけれども、先ほどの部長のご報告の中でも触れられておりましたとおり、毎年度、都民にどれだけ役立ったかという視点から当審議会にご報告を申し上げ、当審議会のご意見をいただきながら各施策に反映させていくことにしているものでございます。

この一覧表でございますが、施策名、施策の概要及び所管部局というふうにお示しをしてございます。施策の数は、延べでございますけれども、128本ぐらいの事業が掲載されてございます。それを五つの政策課題別に、また、それぞれの政策課題におきましては所管部局別に記載をしているところでございます。

例といたしまして、最初のところでございますけれども、政策課題の1「消費者被害を防止し、救済を図る」(1-1)これは施策の方向性を示すものでございますけれども、「消費者被害の防止」といたしまして、施策名といたしまして、「高齢者の消費者被害防止のための地域における仕組みづくりの促進」という事業がここに記載をしてございます。その事業内容につきましては、施策の概要の欄に記載をし、所管部局につきましては生活

文化スポーツ局というふうにお示しをしております。

資料5の8ページをお開きいただければと存じます。

こちらが政策課題の2「悪質事業者を市場から排除する」ということでございまして、同じく施策の方向性(2-1)「適正な指導、取り締まり」ということで、施策名といたしましては「悪質事業者に対する取り締まりの強化」ということで、施策内容を施策の概要欄に記載をしているところでございます。

以上、それぞれの政策課題ごとに、具体的な施策の事業内容、所管部局をお示ししているところでございます。以下同様でございます。

以上が基本計画に関します関連施策の一覧についてのご説明でございます。全体では128ぐらいの事業にわたっておりまして、政策課題にわたって、一つの政策が複数の政策課題に関連する事業というふう位置づけられているものもございまして。

続きまして資料6をお開きいただきたいと存じます。

今回5月20日に諮問をいたしまして、本日まで計画部会でのご審議をいただいていたところでございますが、この中で、一つはいわゆるパブリックコメントでございますが、東京都消費生活基本計画の素案を都民の方にお示しをいたしまして、都民の方の意見を募集をするという手続をとったところでございます。

もう一つ、都民の方からの意見の募集という観点からは、後ほどご説明申し上げますが、都政モニターアンケートを実施したところでございます。

まず、東京都消費生活基本計画素案に対する意見募集結果でございます。資料6の、10数ページのものでございますけれども、後半部分に、4枚ほど後でございますが、平成20年7月3日、生活文化スポーツ局、「東京都消費生活基本計画の改定に当たり、都案についてご意見をお寄せください」というご案内文をつけてございます。その後ろに「東京都消費生活基本計画改定素案」ということで、第1「計画の基本理念」から、第2、第3、第4、第5、おおむね先ほど部会長からご報告をいただきました答申案のもとなる素案という形で都民の方々にお示しをし、これに対して意見を募集したものでございます。

資料6の冒頭に返っていただきまして、まず実施方法でございますが、生活文化スポーツ局のウェブサイトにも募集要領を掲載するなどして周知をいたしまして、7月3日から14日まで募集をいたしました。ファクシミリ、Eメール、郵送にてご提出があったところでございます。提出された意見は16件ございまして、提出された団体、個人の内訳はそこに記載のとおりでございますが、消費者団体等の方から11件、生活協同組合から3

件、その他の団体の方から2件、個人の方から1件でございました。

意見は、いろいろな項目、それぞれ多岐にわたっているわけですが、項目別に、今申し上げました素案の計画の基本理念、計画の性格から施策の展開までの分野ごとにとどのくらいの意見があったかというのを示したのが一番下の表でございまして、全体では111項目のご意見がありまして、例えば計画の基本理念につきましては1件、以下、そこに記載のとおりでございます。

具体的な意見の例でございますが、主な意見といたしまして、次ページ以降にお示ししております。

例えば ですが、先ほどの素案の第1「計画の基本理念」の分野に関するご意見といたしまして、消費者行政は受け身ではなく、先駆的な取り組みを必要であるというような意見が提出されたところでございます。以下、計画の性格、計画期間と進行管理等の分野に関して、それぞれ記載のとおり意見項目が提出されたところでございますが、2ページの「消費生活に関する施策の展開」は、先ほどの答申におけますところの五つの政策課題についての具体的な施策の内容に関するご意見でございますが、これに関する具体的な意見がかなり数多く見られたということでございます。

最後に都政モニターアンケートについてご説明を申し上げます。資料7をお開きいただきたいと存じます。

都政モニターインターネットアンケートでございますが、これは、この資料の一番下に記載がございましたように、公募によりまして、性別、年代、居住地などを考慮いたしまして選任されました500名の都民の方を対象とするアンケート調査でございます。所管は当生活文化スポーツ局の広報広聴部でございまして、年間6回程度、都政に関するさまざまなテーマについて実施をしております。今回は基本計画の改定にも合わせまして、消費生活をテーマとして実施をしたものでございます。

調査結果のポイントでございますが、四角い枠の上段に記載のとおりでございまして、消費生活での不安は、食品の安全性が1位、消費者教育の場で最も重要だと思うのは、20代から40代の方はご家庭である、50歳以上の方々は、新聞・テレビ等マスコミを通じてが1位、都民向けの消費者情報の提供については、不十分だと思うというのは71%という結果になっているところでございます。具体的な内容につきましては次ページ以降に示しているものでございます。

私からは以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。それでは、最初の池本部長のお話にもありましたが、改定に関する答申案と、都への提言案と二本立てになっておりますので、それぞれ分けてご議論いただきたいと思います。

まず資料3の答申案につきまして、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。どうぞ挙手をしてご発言ください。

河上委員 短期間で非常に精力的に検討されていて、いろんなところに目配りされているということで感心いたしましたけれども、ちょっと説明が不足しているんじゃないかという気がするんですね。

読んでいて、いろんな課題に目配りがされているということはわかったんですけども、そもそも東京都の、平成9年2月でしたか、基本計画があって、その基本計画を今度改定することになったわけですけども、基本計画でねらったところで、現在の社会状況の変化とか、いろんなもので、どこが足りなくなったとか、どこに改定の必要が生じたのかということの検証部分が入っていると非常にわかりやすいと思うんですね。その上で、ここが足りないんで、この部分について改定をする必要があるというふうにしていただければ、読んだときに非常にわかりやすいという気がするんですね。その上で、改定案がこういう形で出てくるんだという形のほうが、説明が少しあると、読んだときに、都民の方が、この改定案についてどう考えるかということが問題でしょうから、その部分がわかりやすくなるだろうという気がいたします。

施策も山ほどあって、なるほどということいろいろ考えたんですが、全部を総花的に見るだけではなくて、この5年間の間にどこを重点的にやっていくのかという最重要課題、さらに重要課題という形で少しメリハリをつけていただいて、出てきている具体的な施策の例がありますけれども、単なる例なのか、これをまず少し力を入れてやってはどうかというような、ぐらゐの少しメリハリをつけるとさらに見やすくなるんじゃないかというか、見たときに、この基本計画の答申案が何をねらっているのかというのがよくわかってくるんじゃないかという気がいたします。

おそらく東京都の基本計画というのは、平成9年の分もそうでしたけれども、私は地方の消費者行政のほうにいたことがあって、やはり範なんですよ。模範となっているものなんです。ですから、日本全国の地域の消費者計画にとって先導的なものでもありますから、今、何が必要なのかということが明確に伝わるような形にしていただければありがたいという気がいたします。

資料4のほうについてはまた後で、機会があったら、そのときに申し上げます。

松本会長 池本部長、ただいまのご意見について。

池本会長代理 池本です。今、河上委員からご指摘のあった点、部会の中でも同じような議論を交わしたことがあります。特に、現状の分析として何が足りないか、したがってこれをすべきであるとしたほうが、論証的であったほうがわかりやすいのではないかと、いうご指摘だったろうと思います。

ただ、項目がたくさんあることと、この基本計画そのものの性格が、例えば審議会から都に対して、これが足りないからやってくれと要求する文書としてというよりは、並行して各局で洗い出した上で、こういうことを行うという形で集約しつつやっていることなので、この点が足りないから、今やっていないここをぜひやってくれという説得のための文書では必ずしもないので、その意味で、足りないところの検証をして、理由をつけて、次なる施策を書くという形はとっていないという、この文書の性質の問題と、それ以上に、根本的には非常に多数の論点があるので、一つ一つ、そこまではやりきれなかったというのが率直なところ、その2点です。

その意味では、130近い課題が列挙されていますが、その一つ一つというよりは、例えば資料3の9ページでいいますと、1-1でいうと、この3行、あるいはその上にある政策課題に書いてある文章部分が、固有の基本計画の考え方、いわば施策の方向性として示しているところは、ある程度現状認識から、こういうことをやって欲しいというところが書いてあるわけで、この部分が、あらゆる局のあらゆる課題をただ列挙するというものではなくて、考え方と方向づけをしてある、その部分がむしろ本来のもので、具体的な施策の例というのは、先ほどの資料5にあるものの中の幾つか特徴的なものをここに例示してあることですから、むしろ文章部分が中心であると受けとめていただければと思います。

松本会長 他にご意見、ご質問ございますか。

大山委員 部会の皆さんには、本当にお忙しい中でこれだけのことをまとめられたご努力に心から敬意を表したいと思います。本当にありがとうございました。

答申の中身の以前の問題で、今回は諮問に対する答申と提言を合わせて出すということですね。提言を読みますと、消費者行政を充実していく上で本当に重要な三つの提言になっているということがわかるんです。この提言について本当に支持しますし、三つを実現していくことが、この答申をより実効性を持たせる上での基本的な条件だと言えるんですね。だから、別に出すんじゃなくて、本体に、条件整備とか基本問題を、提言の中身を

入れたほうが、より、諮問に対する答申ということでもいいのではないかと感じてしまうんですけど、いかがなものでしょうか。

池本会長代理 まさにご指摘のそのあたりが、部会の中でも、この二つをどう位置づけるかということは何度も議論したんです。むしろ本体の答申そのものが、今の政府の消費者行政推進の基本計画を受けとめたがために、こっちも意欲的に思い切ったものにすべきだという意見、そういう中身を盛り込むべきだと。

ただ、基本計画というのは、東京都が各局と調整し、こういう課題を今後5年間でやっていきますという、いわば都民に向けた約束の文書なんです。そこへ盛り込むとなると、どうしてもある程度方向づけができる手がたいものにトーンが下がってしまうと言うと怒られますけれども、手がたいものにおさまってしまう。

しかし、今、政府から出しているところは、それこそこの1~2年で飛躍的に強化するために思い切った取り組みをとというような、どのぐらいのものにするかということ自体、これから練られていく、本当に今ある答申案の枠ではおさまりきれない、もっともっと大きいものにしなければいけないのではないかと、そういう議論の中で、答申案の中に入れると、ある程度見通せるような施策にとどまって、逆に小さな範囲、これだけやればいい、それは国の消費者行政推進会議の提言は受けとめ終わった答申であるとなると逆に小さくなりたくないか、そういう議論を行ったり来たりした中で二つを分けて、基本計画ももちろん意欲的なものをできるだけ盛り込んで欲しいけれども、おそらくこれだけじゃ済まない、もっと思い切ったものにして欲しいんだというところは、その意味では、この審議会から都に向けた基本計画の各局との調整の枠には全く拘束されないで、われわれからの思い切った提言というふうに分けることによって、より飛躍的なものをしっかり文書に残すほうを選択したんだというふうにご理解いただければと思います。

大山委員 議論がいっぱい出て、それを練られた中でのこういう形なんだということで、その経過はわかりました。そうすると、答申を実現するための前提であるという位置づけで考えていいんですねということと、答申の中身ですけれども、基本的な考え方があって、基本認識があって、3章で施策の展開という構成になっているわけですが、具体的な施策の例が、現在行っている事業が整理されているというふうに見えるんですけども、答申ということになると、東京都にこうして欲しいと積極的に提案することが答申かなと思うんですけども、例えば19ページの5というのは、具体的な施策の例では、現在の事業でないところを提案的に書かれているわけですが、こういう提案が、

他のところでも小さくならないためにも、こうして欲しいという積極的な提案が、他のところでも欲しいと思うんですけれども、どうでしょう。

池本会長代理 前半部分の答申と提言の関係で、答申を実現するための前提として、提言にあるようなことを進めるんですよというふうにまとめられました。むしろ逆に受けとめていただきたい。つまり、答申を実現することは精いっぱいやっていただきたいけれども、この答申を実現するだけじゃ足りません、もっと答申の枠を超えた、もっと大胆な、大幅な強化をして欲しいというのが提言です。そういう位置づけで理解していただきたい。

それから、19ページが紹介されました。この項目も今回、最近の議論を踏まえて新たに入れた項目なのですが、下に書いてある具体的な施策というのは、消費者教育の面、団体との協働、そこだけ見ると、上の7～8行には、例記している新しい課題としてはまだ不十分じゃないかというふうになるかもしれません。しかし、逆にいうと、この基本計画の施策の方向性は、上に書いてある10行ほどの、この方向性でやってくれという願いがあります。

それで、今とりあえず、現在動いている、もしくは今後とりあえず各局で受けとめているのは、下に書いてある二つが例として挙げてありますが、これだけでは足りないということが今後、検証の中で当然指摘されるでありましょうし、むしろこの上に書いてある方向性を東京都として受けとめて、各局で、この観点でさらに施策を膨らましていただきたいという願いが込められています。

大山委員 わかりました。答申を実現することだけではなくて、より飛躍的に充実していくんだということで、それに賛成です。

今、 の5が出ましたので、苦労して、「食料自給率の向上のために東京としてできること」ということで書き込んでくださったことに本当に敬意を表したいと思っています。

今、二つの具体的な例にも部会長さん触れられましたけれども、消費生活基本計画への答申が、せっかく局を横断するような取り組みであるだけに、答申にありますように、広く理解と共感を得ていくためにも、答申にぜひ入れて欲しいなと思うのは、二つ目の で、消費者団体との協働というのは、東京都と消費者団体との協働だと思うんですけれども、と同時に、消費者と生産者の協働が進むように東京都が役割を果たすことがやはり重要ではないかと思っています。

と同時に、本文の中に「食料自給率、地球環境の保全」と書いてありますけど、せめて「食料自給率の向上」というふうに書いていただいたほうがいいかなと思っています。

物価対策なんですけれども、の5のところ。「資源エネルギー等の価格変動への対応」、これは素案のときは入っていなかったんですけれども、この項目を入れたこと自体は評価しています。しかし、はっきりと「物価対策」という項目にしたほうがよりよいのではないかと思うんです。

今、都民の暮らしを見たときに、物価高騰、生活必需品がどんどん高くなっていて、食料品も高くなる、値段が同じだなと思ったら中身が減っていたというような状況の中で、今後も上がり続けていく、子育て世代なんか、せっかくやりくりして貯金したけど、それも目減りしていく、将来に本当に不安が広がっていくわけなんですけれども、適切に対応とあるんですけれども、物価安定対策を積極的に提案する時期に来ているんじゃないかと思っています。

例えば物価調査とか都民の生活実態調査などの緊急の調査とか、国際的には投機マネーが物価高騰を招いているということですから、国際社会が一致して規制に乗り出すこととかも必要なわけですので、国でさえという言い方は変なんですけれども、それと同時に、「原油等々に関する緊急対策について」ということで、国も通知を出して、とりわけ国民生活への支援として、生活困窮者への対策は特別交付金でやるというようなことも出ていますから、国にきちんと物を言うということと、都として、都民生活への支援を実施するという観点でやっていくことが必要だということと、今ここにありますように、関係8局が各種データとか所管の取り組みについて情報交換をしているということなんですけれども、情報交換していれば物価が安定するということではなくて、各局がせっかく連携しているというのですから、政策的に積極的に提案する役割を果たすというようなことを含めてやっていただければと思っています。

以上です。

須古委員 短い間にたくさんの内容の入った答申をいただきまして、私自身もなかなか理解をまだしていない中で意見を出させていただくんですけれども、全体を拝見していて感想なんですけれども、事業者とか消費者団体の役割のようなものが少ないかなと思いました。

3ページ目の2番のイで「消費者、事業者、市町村などの参加を求めていく」というところで、パブリックコメントのほうで、上からの目線ではなくて双方で協力を進めるみたいな感じにして欲しいという意見もあったんですけれども、まさしく東京都は優良企業も多いですし、事業者の協力が、他の地域よりも特別な東京都ということで、もっともっと

お互いに協力し合ってこそいいものができるのではないかなと思っております。

例えばどこに盛り込んでいいかというのは、多方面にわたってしまうんですけども、今、食育と言っている消費者教育でも、本当に国の基本法でも「事業者の役割」というのが出てきまして、事業者も食育活動を推進していく、努力目標みたいな形で入っているんですけども、そんなことできちんと明文化されていますと、企業も、事業者も事業者団体も努力をするようになるのではないかという意味も含めて、全体を通して、事業者とか消費者団体の役割もかなりいろいろなところで出てくると思うので、もうちょっと盛り込んでいただけたらなと思います。

以上です。

佐野委員 全体的にまとまっていると思うので基本的には賛成ですが、少しつけ足していただきたいところがあります。14ページの政策課題3の一番下ののところですが、「子どもに対する室内化学物質」で、資料5を見ますと、福祉保健局で、まさに子どもの室内化学物質だけが書かれています。今現在、非常に問題になっているのは、子ども関連の商品、玩具や洋服などです。東京都はいろいろ調査研究なさっているのですが、子ども関連商品の安全確保という項目を、ここに足すのか、または一つを増やすかしていただきたいなと思います。

それから、先ほどのお話の通り、この答申、より飛躍的にということでしたら足していただきたいのが、15ページの3の2の最初の「食品の原料・原産地表示の推進」の部分です。「その制度の円滑な運営を図る。」で終わってしまっているのですが、ここは「ともに表示商品の拡大を検討していく」とか、もっとやるんだぞということを見せるような形にしていきたいなと思います。

もう一つあります。提言のほうで、2ページ目の提言の1の「都消費生活センターを思い切って強化する」の中の5行目に商品テスト機能ということが書かれています。

提言の中で「関係機関と連携した商品テスト」と書かれていて、こちらの答申のほうには一切そういう言葉がないので、答申の14ページの3の1の「安全な商品とサービスの確保」の2行目のあたりに「商品テスト機能を活用しつつ、行政として厳正に監視し」と、「商品テスト」という言葉を入れていただいたほうが、より私たちにもわかりやすいし、東京都も、これから商品テストに力を入れるんだということがわかるようになるので、そのほうがありがたいと思います。

以上です。

宮崎委員 答申にあたってという全体的な問題意識と、これからの方向性が述べられている部分、それから、答申の基本計画の初めに「基本的考え方」ということが設けられていて、そういうところを読みますと、現状の問題意識がきわめて的確である、これからの対策についてもかくあるべきということをしっかり言っていて、よくできた答申だと思います。各委員が、その点をご指摘されたとおりです。各論に関しても、その基本認識はよく反映されていると、全体はよく評価できる答申案だと思います。

ただ、一つ、少し不十分かなと思うことがありますので、それをご指摘させていただきたいと思います。

昨今の消費者問題で、この10年ぐらいの変化を見る、それから、先々5年間ぐらいの変化を見通す、このときに何が一番大きな変化であろうかということだと思いますが、私は折に触れて申し上げますけれども、やはりITの問題、IT犯罪、IT被害の問題が、幾つもある中で、最も大きな変化の点だろうと思うんです。そのことは「消費生活の現状に対する基本認識」という項目の中でしっかり位置づけられていて、きわめて適切だと思っています。そういう認識のもとに、これからの施策の展開が具体的にどのように考えられているかということです。

答申では、施策課題ということで、五つの柱ということ掲げておりますけれども、この五つの柱の中に、大きな柱としては、IT犯罪にどのように対応していくか、被害を防止するか、できれば、キチッとその辺をシステムを把握することによって対応策を講じる、すなわち予防策を講じるということが可能だろうと私は思うんですけれども、そこが、五つの柱の中に、大きな項目としては欠落している。そこは非常に残念な点だと思うんです。

ITの犯罪をどのように防止して、予防していくか、大変難しいことだろうと思います。一つにはイタチごっこもありますので、何か対策を立てても、すぐさま悪党どもがそれを打ち破ってくるというような現状です。

しかしながら、そうはいつても、何かこちらで対応するということを示すこと、これはとても意味があることだろうと思うんです。

現状で、都庁の中でも、ITの専門家は各部署におられるはずですが、そこら辺の方々が中心になって、外の民間の企業と研究会なり対策会みたいなものをつくってはどうかというふうなことを感じます。

例えばサーバーのきわめて代表的な方であるとか、ホームページの管理者とか、あるいはシステムエンジニアとか、そういった方々の協力を得まして、何がしかの行政側と一体

になった、対応する機関を常設したらどうなんだろうというふうなことを考えてしまうんですね。そういった手法はさまざまあるかと思imasので、これからの検討課題でございましょう。それでよいと思imasけれども、施策の柱として、少なくとも5項目ではなくて6項目を立てるということで、IT被害の防止ということを強く打ち出す必要があるのではないかと感じています。現状の5本では、IT被害を行政が必死になって防いでいるという姿勢が都民には見えません。私にはそんな感じがしてならないんです。

この時点で、かなり骨格的なところでの改善を要求するのは私自身もどうかと思imasけれども。

もう一つは、各5本の項目を見ますと、それぞれITに対する対応ということは具体的な施策として掲げてもあります。あるけれども、なお、そういうことを統合して大きな柱として対応していくというふうなことを打ち出す必要があるのではないかというふうな感じがしております。

松本会長 池本部長、今の点について、部会としては何か懇談されましたか。

池本部長代理 ITの問題が、例えば表示を検討するときに、民間の、例えば学生とか、ITを活用している人たちの協力を得てとか、分野ごとでは確かに挙がっていますが、それを独立項目とすべきかどうか、これでいいとか、それ自体の議論は部会の中ではしていなかったと思imas。ですから、そこは皆様のご意見を踏まえて、どう扱うかというところでご議論いただきたいと思imas。

先ほどは物価対策というところをもっと明確にして欲しいという意見もございましたし、全体のメリハリと、かといって、七つも八つもにふえるのもどうかというところもありますので、皆様のお大方のご意見でご検討いただければと思imas。

松本会長 今回の点についてでも結構ですし、他の論点についてでも結構ですから、ご意見をお出しください。

楠委員 上智大学の楠でございます。1点だけ、答申の12ページ、政策課題2のところ、「悪質事業者を市場から排除する」というところがございます。この中で、適正な指導取り締まり、1項目だけ挙がっていて、幾つか書いているわけですがけれども、悪質事業者と言った場合に、最初から意図的に悪いことをしようと思imas事業者と、コンプライアンスでいろいろ問題になる事業者といろいろあると思うんですね。その部分に関して、これは印象なんですけれども、やや一緒になっているような気がするというのが1点です。

ですので、これに関しましては、最初から意図的に悪いことをしようとする事業者に対

してどういふことをするのかということと、コンプライアンスについての啓発ということ  
で何らかの対応ができる事業者を少し分けたほうがよろしいのではないかというのが1点  
です。

以上です。

河上委員 私は、先ほど申し上げたことの、池本先生からの回答がうまく腑に落ちてい  
ないんですけれども、つまり、この答申が一体どういふ性格のものかということについて  
の認識がひょっとして間違っているのかもしれませんが、前の平成9年の答申はそのまま  
生きているという前提で、足りないところを補って改定をするための答申であると理解し  
たんですけど、そこはよろしいんですか。

池本会長代理 生きているという言葉の意味ですが、平成9年のものは10年間の計画  
ということでは、10年間の計画期間が過ぎたので、次なる計画を策定するという意  
味では一応終了しているということになります。という意味なのか、それとも、そこで目  
的達成したものと、まだ十分なものを、継続するものあるいは追加するものを加えて新し  
いものをつくるという意味では、従前の基本計画ではなお不十分あるいは足りないところ  
をこれから重点的に書き出したというのが今回だという意味では、おっしゃるご意見でよ  
ろしいかと思いますが、形式的な意味では期間経過で改定すると。

河上委員 平成9年の基本計画というのは非常によくできていて、読んで私も感心させ  
られた記憶があるんですが、平成9年の基本計画を10年間実施してきて、今、その基本  
計画をさらに更新するという段階で、ここのところは足りないから、これを改定して入れ  
ていこうという発想でつくられたのだとすれば、これで十分だという気がするわけです。  
そうでなくて、新たにもう一つ基本計画を立てるんだとすればもうちょっと考えないとい  
けないかなという気はするし、そんなに短い期間ではなかなかできないことだろうと思っ  
たんですね。

ですから、従前の基本計画で言っていることも繰り返して書いてあることもかなりあり  
ますので、その性格づけがよくわからなかったのです。もしも更新があって、それから、  
特に重点課題として、さらにこれが補充されているんだという位置づけで理解できるもの  
であれば、そのほうがいいんじゃないかという気がしたということでもあります。この辺は  
場合によっては認識が問題なのかもしれないんですが。

池本会長代理 私自身がそれを必ずしもクリアではないんですが、むしろ、先ほど説明  
したように、前の基本計画は10年で終了するので、その課題として、継続的に進めなけ

ればいけないこともあるし、今後新たに加えるべきこともあるしということでバージョンアップして、前のものも生かしながら、さらにこれとこれを足すというのではなくて、いわば差し替え版のようなイメージで私はいたのですが。その意味で、今回のものも、従前からの引き継ぎのものもそのまま書いて、当然あると思います。

むしろそのあたりは私が一人で決めることではなくて、部会委員の方あるいは事務局も含めて少し認識を共有しておいたほうがいいのかと思います。

須古委員 こちらの経過期間が5年間ということで明記してあるんですけども、そうすると、基本計画関連施策という目標というか、いろいろな事項が書かれている表があるんですけども、そうしますと、段階的にこれをやっていくのかとか、5年計画でどのように進めるのか、どれを重点的にやるのかということを明記してこそ計画が遂行されるのかなという印象があるんですけども。

松本会長 事務局のほうからご説明を。

消費生活部長 もう一度、計画の性格等を含めましてご説明申し上げたいと思いますが、平成9年2月のときに10年間の基本計画をつくりました。ご答申をいただきながら東京都としてつくったものです。

この基本計画につきましては、条例に、基本計画をつくるということが明記されていて、それは東京都が施策を総合的に、計画的に、各局合わせて進めるための基本指針になるもの、また、それは合わせて団体の皆様と一緒に進めるための方向性を示したものと考えているところでございます。

10年間の計画では、昨今の消費者被害の動きの早さ等を考えた中で、今回は10年間ではなく5年間の中で定めるほうがよろしいだろうというご議論をいただいたと認識してございます。

それから、審議会の中ではこれまでも第何次答申と、次々とたくさんのご提言を東京都はいただいているところでございますが、いただいています答申につきましては、常に東京都の一つの財産、指針としまして、今後とも常に活かさせていただくものだと考えています。

今回の基本計画の位置づけについてのお問い合わせですが、10年間の計画期間が、部会長がおっしゃられましたように、終わったこと、今後の東京都としての総合的な進め方を定めるための基本的な指針は必要であること、そういうことから、もとの基本計画を改定するという位置づけのもとで諮問をお願いしたところでございます。

前回の第19次の審議会の中でも骨格等のご議論をしていただき、基本的には平成9年の計画の政策課題、施策の方向は大きくは変わるものではないだろうと。政策課題と基本理念は基本的には踏襲をしていきたいと思いますということもご確認いただいていると考えています。施策の方向につきましては、時代の変化等がございますので、それに合わせた形で今回、いろいろなご議論をいただいているものと考えています。

事務局からは以上でございます。

松本会長 1点明らかにしておいたほうがいいと思われまはすのは、資料3と資料5の関係だと思ふんですね。

例えば資料5のレベルで考えるとかなり具体的な施策ですから、例えば来年度これをやり、その翌年度何をやりということ、5年間の固定表のようなものをつくるのが基本計画そのものなのか、それとも、答申案の中で、池本部会長も強調されておりますように、施策課題の上の何行かの部分が計画であって、施策の例は基本計画そのものではなくて、それに沿った具体的な施策にすぎないという感じのものなのか、そのところあたりが、それぞれの委員の皆さんの中でお考えにちょっと違いがあるのかなという感じがします。その辺について事務局のほうとして、どの部分が計画なのか。

消費生活部長 今回の128、再掲を含めた事業でございますけれども、各局調整している中で定めました128の事業につきましては、答申と合わせてご報告をいただきたいと考えてございます。ご指摘のように、将来というお話があるとは思いますが、それは先ほど部会長のお話にございましたように、施策の方向性を明確に書いていただく中で、私ども局も、各局におきましても、施策の方向性を踏まえた、今後の具体的な施策の展開ができると考えてございます。

そこを、ある意味では厳しいご注文を部会でおつけいただいたと考えているところですが、4ページの「計画の実効性の確保」という中で、毎年度当初に各施策について、この審議会に、私どもとしてはご報告を申し上げる、また、そこで評価していただき、ご意見をちょうだいするというので、施策の方向性が、確実に5年間動いていくことが担保されているものと考えています。

松本会長 言いかえますと、基本計画自体は、この審議会における答申で打ち出された考え方といいましようか、部分と、都の各局が具体的にやろうとする施策、これは都民に対する都としての約束だろうと思ふますが、それが合わさって全体として基本計画になる。審議会として求められているのは、個別の政策について、これをやれ、あれをやれという

ことよりは、もう少し大きな方向性で、こういう形で施策を考えていただきたいということを出すと、その部分が審議会の主たる役割という整理になりますでしょうか。

となりますと、われわれとしては、個々の政策についてはいろいろ注文したいことがあると思いますが、そちらのほうはむしろ提言のほうで打ち出す形になって、方向性についてどうかというところがより大きな課題かと思われまます。そういう意味では、宮崎委員の指摘されたような、ITの問題を特出しにして打ち出すということになれば、一つ方向性として、従来とは違ったものを出すということになるでしょうし、そこまでやる必要がないという判断もあると思いますが、そういうレベルのほうは、審議会としては求められていることだろうかと思えます。

そういう意味で、7ページに政策課題1から5まで挙がっていて、政策課題のそれぞれの中に、より小さな個別の項目が挙がっていて、これが、いわば東京都としての消費者政策の全体の考え方についてのものですが、ここで不足しているものとか、あるいはもう少し違った視点で整理し直したほうがいいのか、そういうのがあればお出しいただきたい。今から全体の書き直しは大変だと思いますけれども、ぜひこれは柱として落とせないとか、そういうのがあれば、いかがでしょうか。

宮崎委員のご提言に関しましては、私は政策課題として六つ目を立てるよりは、政策課題3の中の安全・安心という点で、ITによる被害が多発していて、それを特出した対策が必要だということであれば、3の1から3の6までに並べて入れるというのが、東京都としての重点施策を取り上げるという感じは出せるかなとは思いますが、大きな1から5までとはやや異質な、切り口が別の切り方になるのではないかとと思えます。

詫間委員 今、委員長のご意見を伺ったんですが、5ページの第2章の「インターネット利用等ITに関する消費者被害」というのがございますね。この中に、先ほど宮崎委員がおっしゃったような内容は細かく書いてないんですが、ここを少し膨らませるとか修正するというようなことで、ご意見を反映できる可能性があるのではないかと思いましたが。

それから、先ほど河上先生のおっしゃった、青島知事の時代の平成9年の2月の答申は、もうすでに「消費者が主人公となる都市生活の実現を目指して」というのが冒頭に書いてございますので、精神的にも今回の副題のところと非常に重なっていますし、池本先生、簡条式とおっしゃいましたよね。ですから、今回、政策課題も五つになっていますし、章立ても、フォーマットとしては大体同じ感じで、中でときどき新しいものに差しかえられ

たり、消えたものもあるかと思いますが、これの改訂版というような感じを私自身は受けておりますが、こういう理解ではいかがかと思えます。

河上委員 私も改訂版という理解のほうがよいと思っているんですけども、完全に全面差しかえをしたというのではなくて、むしろ新しい問題についてさらに追加的につけ加えたものだという理解のほうがよいだろうという気がいたします。

ITの問題がかなり大きな問題として、この10年間の間で出てきたことは確かですから、場合によっては、「IT被害の対策、対応策について適切な措置を講ずること」というのを、政策課題の3あたりに組み込むというやり方がいいんじゃないか。

もう一つ、この10年間で顕著にあらわれたのは高齢化のものすごい進展だろうと思えますので、場合によっては、高齢化に対する対応策もどこかに書き込んでおいたほうが、従前のものにもあるんですけども、特にこの10年の変化でさらに見直すべき点があるような気がいたしますので、そこも政策課題の中の下項目のところに書き込んでいくということがあっていいかなという気がいたしました。

松本会長 高齢化については3-3、15ページに「高齢者、障害者など、だれもが安心できる消費の実現」という、ちょっと間接的な書き方でしょけれども、一応項目には入っています。

河上委員 この場所がいいのかどうかですね。ちょっと気になるんですけど。

山上委員 山上でございます。短期間の間におまとめいただきありがとうございます。

同じことになるのかもしれませんが、第2章の5ページの「高齢者、若者などの消費者被害」のところで、高齢者ばかりでなく、障害のある方々も同様の危険があるというふうに書かれておりますが、実際的に第3章といいますか、具体的な政策課題の第1のところ、9ページ、「消費者被害を防止し救済を図る」のところ、具体的ところで、「高齢者をめぐる障害者」というふうには書かれておりますが、今、相談の現場では、障害者の方々はまだまだ相談にもお越しただけでない現状がありまして、この辺のところはすごく問題ではないかなと相談員は考えている部分でございます。

具体的な施策の一覧のところであちらこちらのところに出ていますけれど、障害者の方々の対応、救済、防止を含めたそういった観点のところを重点課題として取り上げていただけるとなると一層いいかなと感じております。

以上でございます。

松本会長 局長が見えられましたので、簡単にごあいさつをお願いいたします。

生活文化スポーツ局長 申しわけございません。この7月1日に生活文化スポーツ局長になりました秋山でございます。この会に出させていただくのが初めてになります。きょうは所用で途中出席になりまして大変申しわけございません。よろしくどうぞお願いいたします。

松本会長 それでは、後半の提言のほうについてもご意見を伺いたいと思いますので、どうぞご発言ください。

河上委員 先ほどすでに話題になったんですけれども、今回の基本計画の中にどこまで盛り込むか、私は提言にあるようなものは盛り込んだほうがいいんじゃないかという気持ちは持っていたんですが、先ほどの説明で一応は理解いたしましたので、セットで出すということであればよろしいかと思いますが、もし提言でそこまでいくとすると、ここで書いていただいたことよりもさらに踏み込むほうがいいのかという気がして、東京都自身が消費者行政の一元化のために組織的な見直しをするということも考えていいんじゃないかという気がするのです。

私は最初から気になっていたんですけれども、生活文化スポーツ局という名前からしてちょっと気になっていたんですが、消費生活そのものについて一元的に対応するような組織というものをきちんとつくって、そこがセンターになって、東京都のいろいろな施策に対して、ある意味では中核になっていけるような組織というのがないかどうかというのは、この際だからもう一度考えてみる必要がないかというようなこととか、東京都の消費生活条例、これもよくできた条例だと思いますけれども、若干古くなりましたね。場合によっては、新しい時代に適合するような形で、東京都の消費者条例そのものをもう一度根本から見直してみ、現在の国が推進している施策にきちんと合うかどうか、そのあたりを考え直してみるいい機会じゃないかという気もするわけです。

新しく適格消費者団体がいっぱいでき上がってきたということもありますけれども、事業者団体、消費者団体それぞれの、条例の中には個人と消費者、事業者という形で、個人レベルでの役割は書いてありますけれども、事業者団体、消費者団体の役割とか義務といったようなものも改めて考え直してみるということもやっていいんじゃないかということで、思い切って強化するというのであれば、それなりに制度的にも組織的にも見直してみるということも提言していいかなという気がいたしました。

細川委員 今、河上委員ご指摘の点は私もいつも考えていますので、今回も私は部会のほうで議論させていただきましたけれども、先ほど事務局からお話があったように、調整

した上でと、必ずそういうふうに言われるんですよね。本来、計画をつくって、計画のもとに調整するんじゃないかと私は思うわけです。

そこで問題になるのは、都庁というのは、ある意味で巨大な官僚組織ですよ、その中で、局の中の一つの部が、なかなか優位な立場に立って調整できないところが非常にあると思いますね。そういうことがあるからこそ、国では消費者庁をつくって、しかも、庁でやるだけじゃなくて、他の省庁に対して勧告権を持つことによって消費者行政の一元化を図ろうとしているということなわけですから、都庁でも消費者行政の一元化というか、もっと大規模に言えばリトル消費者庁をつくるぐらいの、国が消費者庁をつくるなら東京都もリトル消費者庁をつくりますぐらいのことを言えないのかなと思ったりもするんですけども、そういった各省を超えた権限を都の消費者行政に付与するということがここで議論する、こちらが事務局になって議論するということはなかなかできないと私は思いますので、そういう意味では、この審議会に都議会議員の方もおられますので、ぜひ議会で考えて、議会でそういったものを提案して、権限なりを消費者行政に付与し、消費者行政が各省庁に対して勧告とまでは言わなくても、より優位な立場に立って、生活者、消費者の視点で何か提言して、それを都庁全体で、生活者、消費者の視点で行政ができるような仕組みづくりを考えていかないと、この基本計画だけで盛り込むということにはできないし、条例改正もしなきゃならないですけども、条例改正も、ここで議論しても、結局、調整がつかないということになっちゃうと思いますので、私は政治的に新たな基軸を見いださないと、調整の上で基本計画とかつくっていくということになると、不十分な形で終わっちゃうなということを感じたところですので、意見として述べさせていただきます。

大山委員 消費者行政を抜本的に拡充するという点では、審議会が調整して答申するというのはなかなか、答申というところにとっては、調整しないで、今、都民の現状を見たらこうだから、こういう答申をしようよというのが本来の答申かなと思うんです。意見です。

と同時に、提言についてですけども、1、2、3とも大いに支持できるものですし、1番の、消費生活総合センターを置いて強化する、思い切ってというのがいいんですけども、本当にそうして欲しいと思っています。

この間の5月20日の総会でも話題になりましたけれども、この提言の中に「消費者に信頼される相談員を確保するとともに」とありますが、優秀な相談員さんを確保するためには、5年で雇い止めになるような今の状況、局からは、そんなことだけじゃないですよ

って答弁がありましたけれども、不安定な中で離職せざるを得ないというようなこと、それから、ワーキングプアに近いというような状況ですから、この提言の中にも、相談員さんの雇用の安定を含めて、雇用の安定ということが求められるわけですから、そんなこともきちんとしておいたほうがいいのではないかと思います、どうでしょうか。

山上委員 大山委員の意見に大賛成でございます。すでに議論されたことですが、答申のところに、例えば10ページ「具体的な施策」のところで、実際的な経験が豊富な相談員を確保する、もう一つ、下の のところでも「高度専門的機能を生かし、相談マニュアルの作成、提供」、こころのところは現に相談員が実際にやっているところでございます。こういうところを強化するということは、相談員さんたちの仕事が今以上にふえていくということが想像されますので、提言のところにありますように、最初のところに「都の消費生活総合センターを思い切って強化する」という提言を入れていただけたのはとてもうれしいんですけど、そのところに、大山委員がおっしゃっていただいたように、相談員の待遇改善とか雇用の安定ということもしっかりと入れていただければと思います。

宮崎委員 IT被害のことで議論をいただきましたけれども、会長のほうからと河上委員のほうから代案が示されまして、3の中の施策の各論の一つに入れたらどうかというご提言がございました。

あえて私からもう一つ代案を示させていただくとすれば、政策課題の2の中に「悪質業者を市場から排除し、IT被害を防止する」というふうな一文にして、2-1とか2-2に、IT被害を防止する手だてを書くというふうなことではいかがでしょうか。

せっかく代案が示されましたので、そういったこともご検討いただきたいということで申し上げました。大きな柱の中の一つとしてうたい上げることでメッセージ性が出る。私はとてもメッセージ性を大事にしたいと考えています。

長田委員 宮崎委員にご質問なんです、IT被害というのは具体的にどういうものを想定しておっしゃっているのでしょうか。ネット上を舞台に行われているいわゆる詐欺行為のようなものことなのか、情報セキュリティみたいなことも含めておっしゃっているのかによって、どの場所に行くかというのが変わってくるのではないかと思います。

宮崎委員 私もIT自体がビギナーの中流程度で、あるいはビギナーのビギナーかもしれませんので、ご質問に明確にお答えすることはできないかもしれません。私が発言しているイメージとしては、ITをツールにしたさまざまな商売がありますけれども、それから発生する消費者被害、全体的なものをイメージしております。

ここの中で政策として、アダルトのサイトから発生する被害を一つ具体的なケースとして挙げておりますけれども、当然そういったことも含まれますし、ネットの、楽天のような市場がありますね、その市場から発生するさまざまな取引に関する被害が、中小の市場の業者によっては意図的に犯罪が引き起こされているということもあるのではないかと認識しております。

ついでながら申し上げますと、アダルトのサイトを調査分析するといったようなレベルではすでにないと思っています。これらを調査分析することよりも、それに対してどういう手だてを講じるのかというふうな認識をもとに、手だてを講じるというふうに書くべきではないかと思っております。

ご質問に対するお答えになっていないかもしれませんが、ずいぶんずれてしまいましたけど、そんなことで、ITにかかわるすべての被害、そのような認識でございます。

松本会長 他に、提言に関してご意見いかがでしょうか。

池本委員としては、提言について、特に河上委員のご提案されていたような、東京都としての消費者行政の組織的な見直しとか、あるいは条例の見直しという文言を提言の中に入れてどうかというご意見に対してはいかがお考えでしょうか。

池本会長代理 部会でもそこまで個別的なところまではあまり踏み込めなかったところでした。私自身の認識として、国の場合は各省庁縦割りが障害になっている。自治体の場合は比較的消費者行政というのはまとまっている。ただ、いろいろな派生的な問題が他の部署にもあるので、それを総合的にやるために基本計画がある。消費者行政も本体部分は消費生活部で比較的まとまっているので、自治体は縦割りよりもむしろ弱体化の問題かなと。予算、人員が削減されていって、だから、「思い切って強化する」という言葉に期待を込めているわけなんです。

ただ、そうはいつでも、ご指摘のとおり、いろんな部署に置かれているところの調整が不十分であるとか、そのあたりのところを、特に提言としての、国でここまで意欲的な姿勢を示しているのを東京都として受けとめて欲しいという部分だから、今ご指摘になったようなところをどこまで書き込んでいくかということは皆さんで議論していただいて方向づけていくということによろしいかと思えます。

細川委員からありましたように、この審議会で書けるところはどこなんだというあたりのことも含めて、皆さんで率直なご意見をお願いしたいと思います。

橋本委員 橋本でございます。部会のほうにも参画していましたので、提言の部分につ

いての3点、素直にわかりやすく書いてあるなというイメージで私自身は理解しているんですが、組織問題、条例の話、そこまで議論はしておりませんので、今の段階でそこまで盛り込むのが妥当なのかというのは、議論も足りないですし、もう少し本質的な議論が必要なんじゃないかなという気持ちであります。

全体を通して5項目か6項目、いろいろなお話がございますが、今回こういった形でまとめて、100何十項目の具体的施策も盛り込んで、しかも、実効性確保ということで、ここで進捗状況をチェックしていく、これは結構具体的な部分として今後効果が出てくる話なのかなと。毎年、進捗状況をまとめるのも大変でしょうけれども、それをわれわれのほうで、どこまで進んで、どこが完了したのか、まだ進んでいないのか、この辺をチェックしていくのをここに盛り込んだというのはそれなりに評価できるし、本当の実効性確保ということで、私のほうは期待しているという感じで、この部分は受けとめているんですけど。感想を含めた意見なんです。

佐野委員 この提言ですが、東京都は一つの小さな国ぐらいのもので、国が消費者庁をつくるなら、それなりのミニ消費者庁があるべきだと思います。ただ、今、消費者庁がどういう形でできるのかわからないので、もう少しはっきりした段階で、国にうまく対応するような形でミニ消費者庁を考えた方がいいのではないかなと思います。提言はこれ一回で終わるわけではなく、また出せるということを思うと、今の段階ではきちんと書かれているのではないかなと思います。

ただ、一つ、諮問があって、答申があるのはよくわかるんですが、提言の方はだれが都に提言したのかがどこにも書かれていません。この審議会が提言しているんだということをはきちんと明記していただいたほうがいいと思います。この提言だけが、もしかしたらあちこちと動く場合があるかもしれないので、わかるようにしていただきたいなと思います。

遠藤委員 遠藤でございます。先ほど来から出ているIT関連でありますけれども、松本会長からも説明がありましたように、答申の7ページの第3章の政策課題の中の3-7に入れたらどうかという気がいたします。もう一つ、提言はこれで十分ではないかと思っています。

もう一つは、今、局長が見えましたので特にお願いしておきたいのは、先ほど、所管局がそれぞれ責任を持って連携してやっていくんだという話がありましたけれども、先ほどから出ているようにやっぱり縦割りなんですね。そういった関係で、連絡をとると言いながらなかなか、東京都の場合は、ここに出てくるのでも、3局、4局、5局ぐらいが出て

いますよね。関連施策一覧表の中を見ても、これを、言葉では連携をとってと言いますが、私たちの感覚では、どうしても溝ができちゃうんですね。その溝に入った人が最終的な被害者、救済方法がないというふうになっちゃう気がするんですね。

ですから、新しい局とか省庁をつくる以前に、生活文化スポーツ局が責任局としてしっかりと連携をとってってもらいたい。そうでないと、これだけ素晴らしいものをつくっても絵に描いたもちに終わってしまう危険性もあるんじゃないかと思うんですね。今の東京都にとっては非常に重要な問題でありますから、素晴らしい提言、答申がしっかりと都民のためになされるように、局長はじめ皆さん方にぜひお願いしておきます。

以上であります。

長田委員 今、遠藤委員おっしゃいましたようなことを、生活文化スポーツ局がリーダーシップをとって、都のすべての行政に消費者の視点を持たせて欲しいというか、そういう立場にあるんだということを提言の中に書き込んでいただくことと、佐野委員がおっしゃったように、きちんと、だれがどこへ向かって言っているのかを明確にさせていただくということで、だいぶ提言の意味が変わってくるだろうなと思いました。

それから、先ほど山上委員からもご指摘ありましたけれども、有能な人材をきちんと確保するために、処遇の改善とか安定した給与というのは非常に大切なことだと思いますので、提言の中にはぜひ生かしていただきたいなと考えております。

松本会長 ありがとうございます。提言と答申に合わせて報告をまとめるという点については特にご異論がなかったものと考えます。

それぞれについて修文等の提案がございました。とりわけ答申のほうについてはかなり多数のご意見が出されました。提言と答申それぞれについて、もう一度書き直した案を審議会にかけるのが本来でしょうけれども、時期的に夏休みに入るということもございまして、具体的な修文につきましては、私と部会長、それから事務局のほうにお任せいただければ、その後で皆様に確認いただくという形にさせていただければと思っているのですが、いかがでしょうか。

(「結構です」と声あり)

松本会長 ありがとうございます。それではそのような形で文章の手直しをさせていただきたいと思います。皆様にご確認いただいた後、8月中旬ごろには、私から知事に対して答申いたしたいと思います。このような取り扱いでご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

松本会長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

10年ぶりの東京都消費生活基本計画の改定の諮問を5月20日に受けまして、部会委員及び審議会委員の皆様のご協力により、短期間に取りまとめができましたことを御礼申し上げます。

それでは、次に報告事項に移ります。報告事項は全部で四つございます。まず事務局から報告を一通りお聞きした後で、質疑は最後にまとめて行いたいと思います。

まず、調理冷凍食品の原料原産地表示についての報告をお願いいたします。

企画調整課長 それでは私のほうからご報告させていただきます。

調理冷凍食品の原料原産地表示についてでございますけれども、5月20日の第1回総会におきましてもご報告させていただいたところでございます。去る4月30日の第19次東京都消費生活対策審議会におきまして答申をいただきました原料原産地表示につきましては現在、実施に向けて動いております。

資料としましては資料8でございます。「調理冷凍食品の原料原産地表示」という表紙がついてございます。その中にリーフレットが2種類入っております。現在、8月末の告示に向けまして準備しているところでございますけれども、告示案に対します意見募集を去る6月13日から26日まで行っております。現在、寄せられたました意見の内容につきまして、都としまして、Q&Aを含めて作成している最中でございます。

都民、事業者向けにリーフレットを作成しまして、そこに入っておりますけれども、都民向けのリーフレットが黄色い表紙でございます。これは区市町村の消費生活センター、都内の消費者団体の皆様にもお送りさせていただいているところでございます。

なお、7月14日には都庁の都民ホールを会場にしまして、都民向けのシンポジウムを開催いたしまして、平日の午後の開催でございましたが、250名の会場でございますが、200名を超える都民の方々の参加がございました。

もう1点、事業者向けのリーフレットでございますが、上部が青色になったものでございます。これも作成しておりまして、事業者向けには、7月23日に約500名の参加を得まして、適正表示推進者講習会を開催して周知徹底を図っております。さらに今後、8月5日、8日にも約400名程度の参加を予定して説明会を予定しているところでございます。8月1日付の広報東京都にも大きく、表示の関係が出る予定でございます。この制度につきましては、告示と同時に執行する予定でございますけれども、事業者の方の準備期間ということで、10カ月の経過期間を設けているところでございます。

簡単でございますけれども、現在の進捗状況についてご報告させていただきました。以上でございます。

松本会長 次に東京都消費者被害救済委員会の結果報告についてお願いいたします。

消費生活総合センター所長 東京都消費生活総合センター所長の永野でございます。私から東京都消費者被害救済委員会の報告について説明させていただきます。お手元の資料9をごらんいただきたいと思います。

本年1月9日と2月21日に、高額な包茎手術の契約にかかる紛争が被害救済委員会に付託されまして、7月24日に東京都知事に、あっせん解決した旨の報告がございました。

本件紛争の内容でございますけれども、資料9の4ページをごらんいただきたいと思います。申立人がAからD、4人の方が申立人で、いずれもはたち台でございます。

この4人はそれぞれ、「無痛」「無傷」「包茎手術15万7,500円から」などとうたった雑誌広告やインターネットを見てクリニックを選んで手術の予約をしたところでございます。

クリニックにそれぞれ行ったところ、カウンセラーから、手術結果が異なる複数の写真を見せられて、15万円ではきれいにならないとか、痛みが残るなどと言われて、コラーゲンの注入や、そうしたオプションを進められて、当初予定した金額をはるかに超える高額な契約となったものです。なお、一人の方については手術台のベッドの上で、このようにいろいろと勧められたということです。申立人らは高額な手術費用に当初、困惑したんですけれども、逆にクレジットの利用を勧められて、結果的には契約の締結に至ってしまった。

ただ、実際には、高額なコラーゲンの効果が実感できないことや、あまりにも高額な費用なため納得ができないということで消費者センターに相談したところ、クリニックからの回答に納得できずに紛争となったものでございます。

もう一度最初のページに戻っていただいて、解決の内容でございますけれども、枠の中にありますが、申立人とクリニックの契約は無効と判断されまして、効力がないことを確認した上で、手術を受けた4人のうち3人、A、B、Cにつきましては、手術の結果については問題がなかったため、手術による利得額として10万円を払うことで精算をし、残り一人は痛みがひどくて、これが継続していることから利得はないとして、支払い済みの約30万円を返還することであっせん解決したものでございます。

契約の問題点ですが、無痛、無傷を強調した表示は虚偽、誇大広告に該当する疑いがある

る。包茎手術15万7,500円と表示して、実際には200万円以上の契約になっているものもございます。こういったことから非常に料金表示に問題があるということと、15万円の手術では傷が目立つとか、痛みが残るなどと言って、写真を見せて不安をあおって契約していること、それから、コラーゲンの注入が痛みには必ず効果があると言っているようなことを含めて、非常に不安をあおった勧誘契約は無効だという判断がされたものでございます。

なお、被害救済委員会の報告を受けまして、今後、当センターにおきましては被害防止に努めるとともに、それぞれ同種のような紛争があった場合には、この結果を基準として、同様の解決を図るべくあせせん交渉に臨むことになってございます。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。続きまして、平成19年度東京都消費生活総合センターにおける消費生活相談概要の報告をお願いいたします。

消費生活総合センター所長 引き続き私のほうから説明させていただきます。資料10をごらんいただきたいと思います。

かがみのところで、全相談件数は4万140件ということで、前年度よりも4.4%の増です。これは平成17年度の4万983件に続きまして市場2番目に多い件数となりました。

続いて資料をおめくりいただいて、2ページの「主な特徴」ですけれども、まず「架空・不当請求に関する相談」でございますけれども、平成16年度をピークにしたところですが、これまで減少傾向にあったんですけれども、昨年度は1万2,187件と再び増加に転じてございます。この大きな理由としては、携帯電話の電話番号を使って送信できる簡易メールを悪用して、例えば情報サイトの運用期間が終了したので料金が発生しているなどの架空請求が行われ、昨年夏ごろから急激に相談が増加したものでございます。

続きまして3ページをごらんください。英会話やエステサロンといった、継続してサービスを提供する事業者の倒産や突然の閉鎖に関する相談が非常に多く寄せられてございます。図の7と8をごらんいただきますと、外国語・会話教室に関する相談は前年度の3倍以上、エステティックサービスに関する相談も前年度の1.5倍に伸びてございます。

なお、外国語の相談につきましては、皆さんも記憶にあるかと思いますが、大手の英会話教室の倒産に伴うものが多数を占めているということでございます。

続きまして4ページですが、携帯電話サービスに関する相談も増加しているということ

で、携帯電話でオンラインゲームや音楽をダウンロードしたらパケット料金が高額になったというような相談が多く寄せられてございます。図の11をごらんいただきますと一目瞭然でございますけれども、こういった携帯電話のサービスに関する相談は右肩上がりです。どんどん増加しているということで、この辺は相当対策が必要かなと考えてございます。

5ページは多重債務に関する相談ですけれども、これも昨年度同様、非常に深刻な状態が続いていまして、東京都では、多重債務は必ず解決しますよということを合言葉に、一人でも多くの方に多重債務問題解決に導く仕組みとして東京モデルを構築して、法律専門家に確実につなげるような体制をとってございます。

続きまして6ページでございます。高齢者の相談ですが、これも前年度同様6,000件を超えて、非常に深刻な状況になってございます。特に利殖商法や原野商法、次々販売など、1件当たりの契約金額が非常に高額なものとなってございます。

最後に7ページですけれども、食料品に関する相談ということで、これも昨今の食の安心・安全などの表示に関するいろいろな事件を通して、特にそういった相談の増加傾向があるということでございます。

甚だ簡単ですけれども、以上でございます。

松本会長 最後に、圧力式炊飯器等の安全な使用方法に関する調査結果についてのご報告をお願いいたします。

生活安全課長 生活安全課長の長でございます。資料11に基づきましてご説明させていただきます。

私どもでは、商品にかかる安全性について調査をして未然防止を図っているわけですが、このたび圧力式炊飯器の安全使用について調査し、消費者に注意喚起をするために7月15日、プレス発表をしたところでございます。表紙をめくっていただきますと、プレスに出した資料がございまして、この1枚目を中心に説明させていただきます。

過去10年間で、相談情報によりますと、最近、圧力式炊飯器を使用中にふたがあきやけどしたなどの相談が増加しております。

1枚めくっていただきますと、やや左上、棒グラフがありますが、18、19とふえているような状況がございまして。また、右側の、これは事故の事例ですが、の3番目、調理方法の本を見て調理したところ、ふたがあいてやけどしたとか、そういった危険な事例もございまして。

1枚目に戻っていただきます。調査結果でございますけれども、東京都はまず、取扱説

明書と料理本の記載内容について調べました。取扱説明書では、炊飯中はふたをあけない、あるいは豆や粘度の高い料理はだめとしておりましたけれども、料理本では、ふたをあけて様子を見る、さまざまな調理方法を紹介しているなど、圧力炊飯器の取扱説明書と相反するような記述が見られております。

次に再現テストですが、調理本で紹介しているような方法により実施いたしました。まず炊飯器で豆の調理事例、あく取りシートを使用する事例、ポリエチレン袋を使用する例、そういった結果、右の写真のように蒸気が噴出するような結果が出ております。

では、消費者の実態といいますか、意識等はどうなのかということで消費者アンケートを実施いたしました。これは1,000人の消費者にアンケート調査したんですが、ここに書かれていないんですけども、危険な経験をしたのは約7%でございました。そうした中、調理方法に非常に興味を持っている方が8割もいるということがあり、これらの危険性についての注意喚起の必要が感じられたところです。

そこで、2の「消費者への注意喚起」ということで、2点について注意を促してあります。圧力炊飯器というのは、普通の炊飯器に比べて内圧が非常に高くなるので危険であるということで、特に圧力炊飯器の取り扱いについては注意が必要としております。

まず、内釜に蒸気口をふさぐものは入れない。これはあく取りシートとか、あるいは豆料理なんかの豆の皮が蒸気口をふさいでしまうということで危険が出る。炊飯中は開ボタンをさわらない。無理にやったり、あるいは開ボタンを数回押すと半ロック状態になって、後で圧に耐えられずに噴出するという事も考えられる。以上のような情報発信をしております。これは新聞とかテレビで盛んに取り上げていただいているところでございます。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。以上4件の報告につきましてご質問、ご意見がございましたらお出してください。

細川委員 被害救済委員会の件ですけれども、大変すばらしいことをやっていると思うんですけども、逆に、すばらしいゆえにもっと生かせないのかなという思いがあるんですね。

私は東京都の被害救済委員会というのは支援行政の一つとしてつくられていると思えますけれども、重要な案件しか受けつけて処理しないというか、重要だと考えた知事が答申して諮問するという形で、消費者の申し出じゃないですから、しかも、非常にお金がかかる、手間もかかるということで、年数件だと思います。そういうことからす

ると、今回は一人じゃなくて、申し出が4人ですけれども、4人だけ救済して済む話じゃないと思いますので、これを規制行政に生かすということをしないと、こういう案件は、実は3年ぐらい前に岩手県の審議会でも調停しているんですよ。だけど、そういった被害が減ったというようなことも聞かないですし、こういうことの性格上、言えない人がいっぱいいるわけで、そういう人に対してもう少し思いを馳せるべきであるし、このぐらいの制裁を受けたって事業者は痛くもかゆくもない。いまだにこういう広告を続けているとすれば非常に問題なわけで、もう少し秩序維持というか、公正な広告とか、生かす仕組みをもう少し考えていただきたいと思うんですね。

そういうのでいうと、ここでクリニックが甲、乙、丙となっていますけど、実名は出さないのでしょうか。実名を出すべきだと私は思いますけれども。

消費生活総合センター所長 実名を出すかどうかというお話ですが、基本的には被害者救済委員会はもともとは付託要件がありまして、確かに個人の申し出ではなくて知事の裁量ということで、これから多数、同類の被害が出ることや、実際には新しい判断とか、どういう形で救済するのが望ましいやり方か、一つの基準を示すということで、それをもって今後広く、例えば相談に類似の案件が出た場合には、一つの救済委員会の見解をもとにあっせん救済に臨んでいるというようなことで、多くの被害を救済していくという目的がございます。

名前を公表するかどうかにつきましては、本件の場合は解決をしたということで、事業者側も、委員会が示したあっせん案に従ったということで、それ以上の制裁措置はとらないということで公表はいたしません。ただ、不調に終わった場合には、今後このような類似した被害が広がることを防止する上で、事業者の情報提供をしているという例がございます。

松本会長 他にご意見、ご質問ございませんか。

河上委員 厚労省との関係では何か対策をとられたんですか。例えば通知をして、一定の指導をしてもらうとか、他の行政機関に対して指導要請をされたかどうかというあたりはいかがですか。

消費生活総合センター所長 この委員会が審査する過程の中で、それぞれ厚労省というか、法律の適合性とか、そういうものを含めて紹介はしています。ただ、あくまでもそれは、今後、この委員会の報告の中にも、それぞれ関係機関と、こういった被害が生じないような調整を図って取り組んでいただきたいというような委員会としての意見が出されて

いますので、今後、行政として、それぞれ所管の機関と、救済に何らかの形で取り組んでいくということになるかと思えます。

河上委員 拝見した限りでは、医師として本来やっちゃいけないことをやっているような気がしますね。ですから、それなりに行政の内部でも通知をして、しかるべき行政上の対応をしてもらうぐらいのことはしてもいいんじゃないかという気がいたします。

細川委員 せっかくこうやっていいことをやっているのだから、ぜひそれを生かすということをしてもらいたいと思えますね。調停案に応じたから、それ以上の制裁はしないといても、別に今後こういうことはしませんということを一筆とっているわけじゃないでしょう。本当にこれで、今後、このクリニックはこういうことをしないかどうかというのも、もちろん苦情があったときには言うというふうにご回答になると思いますが、何でもそんなに甘いのかなと思うんですね。

消費生活センターの規制行政として位置づけるだけでなく、それを都の部として引き受けて、厚生労働省にちゃんと要望するとか、あるいは信販会社だって非常に問題なわけだし、そこに要望書を出すとか、あるいは条例上の不適正な取引方法に該当する部分もあるんじゃないのかなと思うんですけども、もしそうであれば、自分のところで調べたわけだから、そこで調査もできているわけですから、これを規制行政に生かすというふうにするべきだというのが私の意見です。

山上委員 消費生活の現場では、美容医療も含めて、医療関連のものは消費者問題としてとらえられていない、いままでの経緯から、病気ではクレジットは使われないだろうとか、そのような想定のもとに、エステティック事業者と同じサービスをやっている医療関係者は特商法等の対象となっていないという、非常に問題があるところでございます。ぜひともこれからも積極的にやっていただければと思っております。

松本会長 ここでは特に結論を出すという場ではございませんから、そういう要望が委員の中から出ているということについて東京都としても認識して、今後の行政を進めていただきたいと思います。

他にございませんでしょうか。予定の時間を若干超過しておりますが、最後に秋山局長よりごあいさつをお願いいたします。

生活文化スポーツ局長 大変短い期間に精力的にご議論いただきましてまことにありがとうございました。今後、松本会長、池本部会長のもとで調整の上、答申をいただきまして、これを最大限尊重して基本計画を改定し、9月の都議会にもご報告していきたいと考

えております。

今回、答申に合わせてご提言を賜っております。先ほどから活発にご議論いただいて、答申そのものが施策の方向性、いただいたご提言は、ある部分、手法みたいな、手段のような形だと思っております。ですから、縦と横を、提言と答申をいただいたということだと思っております。

特に手法のほうにつきましては、消費生活総合センターを強化せえという話で、われわれもその必要があると考えております。

国が消費者庁をつくるからという議論もありましたけれども、正直申し上げて、縦割りに横串を入れるけれども、どうやってやるかというのはまだはっきりしていない部分、それから、組織をいじっても、法律なり仕組みを変えないと救えない部分もあるわけでして、今後それがどうなっていくかまだはっきりしない部分がございます。

われわれとしては、現場を持つ強みということから、総合センターの強化をご提言いただいたということはまことにありがたいと思っております。ここで現場の情報、起こっている事象をすくい上げて、必要があれば国に対し制度を要望していくということもきわめて大事な点。消費者庁も、制度を変えないと、なかなか横串というふうにはいかない部分もあるんじゃないのかなと思っております。

さらに、国のほうの動きがやや不透明な中で、ご議論ございましたけれども、消費者被害を含めて、きわめて新手のものが次々に生まれていくという、あちらのほうのスピードがすごいわけで、そういう意味では、10年を5年にしただけではなくて、先ほど議論がございましたが、計画の実効性の確保ということで、必ず毎年、この場でご議論をいただき、それを反映していくというような、ややローリング的なものになっておりますので、先ほど細かいご議論を賜ったわけですが、答申で施策の方向性、提言で横串の手法についていただいたということを生かしながら、毎年、この場でご議論をいただいて進めていきたい。

生活文化スポーツ局として、都の横串の中心になって責任を持ってやっていけると、遠藤委員からもご指摘がございました。まさにその方向で対応していきたいと思っておりますし、これまでのような形ではなくて、何度も言いますが、毎年、この計画の実効性についてはこの場でもご議論いただいてやっていきたいと思っております。どうかよろしく願います。今回、本当にありがとうございました。

松本会長 どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の審議

会総会を終了いたします。長時間にわたりご熱心にご討議いただきましてまことにありがとうございました。

午後5時11分閉会